

障害給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級(高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16まで、または第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはしゃべりの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	3割

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第4級	24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

当制度は契約者…狭山商工会議所、被保険者…商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…商工会議所の会員とした保険期間1年(自動更新)の福祉団体定期保険です。ご加入にあたっては、パンフレットに記載されております保障の範囲と月額掛金、加入資格・条件、保険金等の受取人・請求など(特に★印事項)についてご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットとあわせてご確認ください。

当制度は狭山商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した災害保障特約付福祉団体定期保険、および当商工会議所独自の見舞金・お祝い金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。なお、当制度はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

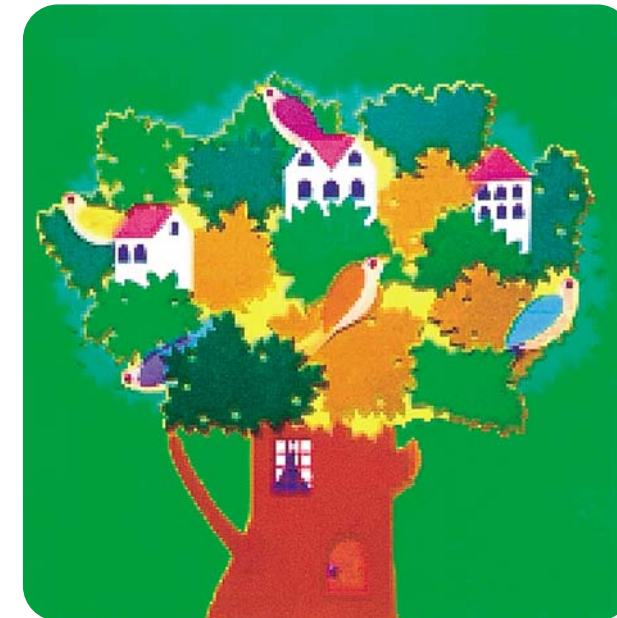
お問合せ先 **狭山商工会議所**
〒350-1305 狭山市入間川3-22-8
TEL. 04-2954-3333 FAX. 04-2954-3306

〈引受保険会社〉 **アクサ生命保険株式会社** TEL. 03-6737-7777(代表)
本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
〈取扱店〉 **アクサ生命保険株式会社 所沢営業所** TEL. 04-2923-3666

福祉の充実で企業の繁栄を！安心と信頼をおとどけます。

グリーンライフ共済

狭山商工会議所総合福祉共済制度



災害保障特約付

福祉団体定期保険

+見舞金・お祝い金制度

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当所に提供されます。
 - ②当所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
 - ③アクサ生命は、当所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
 - ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
 - ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



「安心経営」に確かな一手

割安な掛金で幅広い保障

多数の方がまとめて加入することにより、「規模の利益」が得られ、割安な掛金で幅広い保障があり、ご家族にとっても安心です。

掛金が一律です

年齢や性別にかかわらず、掛金は一律です。

診査なしで加入できます

加入者についての告知だけで、無診査ですから、簡単な手続でご加入いただけます。

業務上・外を問わず24時間保障

病気死亡・災害死亡はもちろん、不慮の事故による入院や身体の障害についても保障します。さらに病气入院や事故の通院では会議所からの見舞金制度があります。

契約者配当金で実質負担を軽減

1年ごとの収支計算により、剰余金が生じたときには配当金としてお返ししますので、実質負担はさらに軽減されます。

独自のお祝金制度つき

万一の場合の保障だけでなく、結婚・出産祝金制度がついています。

税法上の特典

掛金は、損金または必要経費に算入できます。

法人事業所の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業所の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
(直審3-8)(所基通36-31の2)

【契約者配当金】

1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

●次の場合には保険金等をお支払いできませんのでお申込みに際し特にご注意ください。

- 《A. 死亡保険金・高度障害保険金について》 ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき ③加入者の故意により高度障害となったとき ④戦争、その他の変乱によるとき ⑤加入の際、保険契約者または加入者が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき
- 《B. 災害保険金、障害・入院給付金について》 ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし災害保険金についてのみ) ③加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
- (注) 1. 増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。
2. 詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

★ ■保障の範囲と月額掛金

(この制度のすべての給付は、他の傷害保険、各種社会保険の)給付等に関係なくお支払いいたします。

保障の範囲		口数/月額掛金				
		1口 880円	2口 1,760円	3口 2,640円	4口 3,520円	5口 4,400円
災害死亡・高度障害保険金 (死亡・高度障害保険金+災害保険金)		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
死亡・高度障害保険金		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
不慮の事故による 職場内外の事故、 交通事故、風水害、 火災等の偶発的な 外来の事故	障害給付金 (別表第2級~第6級)	70万円 ~10万円	140万円 ~20万円	210万円 ~30万円	280万円 ~40万円	350万円 ~50万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円
狭山商工会議所の 独自見舞金制度	病气による入院見舞金 (5日以上、ただし1人年1回限度)	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 30,000円	一律 40,000円	一律 50,000円
	事故による通院見舞金 (5日以上、ただし1人年2回限度)	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 30,000円	一律 40,000円	一律 50,000円
狭山商工会議所の 独自お祝金制度	結婚祝金 (1年以上の加入者)	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	出産祝金 (1年以上の加入者)	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

- (注) 1. 掛金は年齢に関係なく一律です。
2. 上記掛金は、生命保険料および制度運営費で構成されています。
3. 上記でいう高度障害とはご加入日以後の傷害または疾病による障害給付割合表の第1級1~8項の状態をいいます。
4. 災害保険金、障害・入院給付金は、事故発生日より180日以内に当該状態になったときに支払われます。ただし、入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院されたときに限り支払われます。
5. 災害死亡保険金のお支払いには所定の感染症による死亡の場合が含まれます。
6. この制度から脱退されても解約払戻金等はありません。

制度の取扱

保険期間

保険期間は1年間(平成21年10月1日~平成22年9月30日)で毎年自動的に更新します。

★加入資格・条件

- 狭山商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で加入日現在年齢14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方とします。ただし、60歳6ヵ月を超えた方は継続加入口数および新規加入口数を1口限度とさせていただきます。
- 加入(増額)者は、いずれも加入申込日現在、正常に就業中の方とします。ただし次に該当する方は加入(増額)できません。もし加入(増額)されても保険金等(増額者については増額分)のお支払いができない場合がありますのでご承知ください。
 - 加入申込日から過去1年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
 - 加入申込日から過去1年以内に、病气やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある方。

(病气・けがの例示)
心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

- この制度に加入する場合は、上記1・2の要件を満たす方全員を加入させなければなりません。
- 当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。

効力発生日(加入日)

申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金は、月払いとし、初回分から毎月22日に市内の金融機関のご指定口座により払い込んでいただきます。
※初回掛金の振替ができなかった場合、掛金を商工会議所にご持参いただくか、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
※ご加入後掛金の振替ができなかった場合、掛金を商工会議所にご持参いただくか、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。
(具体例：3月・4月に連続して2ヵ月分の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります)

加入・脱退手続

事業主が一括して、商工会議所または担当者にお申込みください。すべての手続をいたします。脱退される場合は商工会議所にご連絡ください。この場合、払込有効期間の月の末日が脱退となります。

★保険金等の受取人・請求

保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から被保険者(加入者)の同意を得て選択していただいた方とします。
保険期間中に加入者が死亡した場合は、商工会議所に備え付けの必要書類により、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了知を得てご請求ください。